

福島・荒田目条里制遺構 あらため

- 1 所在地 福島県いわき市平菅波・荒田目
- 2 調査期間 一九八九年(平一)五月〜一九九〇年一〇月
- 3 発掘機関 働いわき市教育文化事業団
- 4 調査担当者 樫村友延・吉田生哉ほか
- 5 遺跡の種類 集落跡(官衙関連か)・古墳群・条里跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代〜江戸時代(中心は八〜一〇世紀)
- 7 遺跡および木簡出土遺構の概要



(平)

下流域に発達した平低平地上に立地している。汀線から約1kmを測る沖積地上に荒田目条里制遺構が、またこの奥の浜堤上と砂丘上に砂畑遺跡(漆紙文書が出土。後述)が所在している。標高は、前者が約4m、後者が約5mを測る。調査は両遺跡とも常磐パイパス改良工事にかかるもので、対象面積は約六万

m²である。

なお周辺は、古代磐城郡磐城郷の中心地に比定されており、根岸遺跡(郡家比定地)・夏井廃寺跡など原始から古代にかけての多くの遺跡が分布している。

調査の結果、沖積地上の荒田目条里制遺構からは、近世・中世・古墳時代各一面、平安時代二面の計五面の水田跡が重層検出された。木簡を含む多数の遺物が出土した第二六五号溝は、二面の平安水田面のうち上部水田面から検出された。長さ約60m・幅約5m・深さ約1mを測り、南西から北東方に走る。溝の両側には大畦畔と堰が認められ、小畦畔による一六枚の水田区画が検出されている。溝内からは、多くの完形品を含む土師器・須恵器(「大舎」「郡」

「末」「廣」「柏井」「寶主」など二〇〇点をこえる墨書土器を含む)、約一〇〇点のミニチュアの手捏ね土器、約九〇点の舟・鏡・動物などの土製品、約四五〇点におよぶ刀子の柄・鋤・鎌・鎌・田下駄・櫛・挽物皿・剝物漆塗鉢・円形曲物・斎串・刀形(三口中の一口は、長さ六〇cmで表裏とも全面に墨痕が認められるが解読不能)・木簡・題籤(墨痕なし。長さ三三四mm、幅二六mm、厚さ二〇mm)・舟形・仏像(総高九・二cmの小形の木造菩薩坐像で、舟形光背と蓮華台座ともに杉材による一本造り)などの木製品が出土している。

次に、一連の調査にかかる砂畑遺跡の遺構と遺物を紹介しておく。まず、砂丘上からは、縄文時代前期・弥生時代前期の土器群、奈良

平安時代にかけての一〇四棟の掘立柱建物・土坑・井戸などの遺構と土師器・須恵器・円面硯・韓竈・漆紙文書・墨書土器・線刻土器、中世〜近世の土坑などが検出された。

同遺跡の浜堤上からは、弥生時代中期の土器棺墓や後期の竅穴住居、古墳時代前期の竅穴住居と畿内・東海・北陸系の非在地系土器を多く含む古式土師器群、同中〜後期にかけての九基の円墳周濠、平安後期の竅穴住居・土坑・井戸などの遺構と墨書土器を含む土師器や須恵器・蚕型土製品・青銅製飾帯金具、幕末から明治にかけての陶磁器が検出された。

漆紙文書は「□受吏」の文字が残り、掘立柱建物群付近から遺構に伴わずに出土した。須恵器にいられた漆を保存するための紙蓋に使用された文書と考えられる。時期については、今後の検討をまたなければならぬが、掘立柱建物の柱掘形に埋納された土器などから、八世紀中頃から後半にその所属時期をあたえることができる。

8 木簡の積文・内容

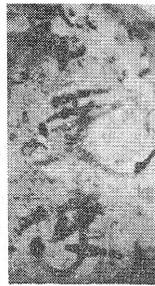
(1) 「山口□□□子鷹取九斗」

(200)×22×5 019

付札木簡と考えられる。『和名抄』の磐城郡・菊多郡には山口□□郷（郷名が三文字）は認められない。第二六五号溝内出土の遺物は、須恵器は九世紀後半のものも含まれるが、土師器はおおむね一〇世紀前半が中心となっている。木簡も同時期のものと考えられる。

荒田目条里制遺構・砂畑遺跡の古代にかかる年代は八〜一〇世紀と考えられる。前述のとおり、周辺には郡家や廃寺に比定されている遺跡が、また遺跡のすぐ北西方には、延喜式内社大國魂神社が所在しており、一〇四棟の掘立柱建物や、多くの貴重な遺物が出土した第二六五号溝の存在意義・性格は、これらとあわせて考えていかなければならない。

（櫻村友延）



漆紙文書(部分)

受吏

山口
子鷹取九斗

